

第9章 施策の実施計画の策定・実施

史跡米子城跡において実施すべき施策は、①調査研究、②保存整備、③活用整備、④公開・活用の4つに大別することができる。

史跡米子城跡に係る整備は、史跡の価値を確実に保存し継承していくことを基本とし、その上に立って史跡の活用を図っていくことが重要である。

史跡の保存、活用を進めるにあたっては、事前の発掘調査、史料調査などの調査研究が不可欠であるが、遺構等の詳細分布調査等整備の前段として早期に実施しなければならない調査研究と、発掘調査や史料調査などにより米子城の縄張や遺構などの全体像を解明していくような中・長期的に取り組むべき調査研究があり、特に、後者の調査研究は、計画的かつ継続的に取り組んでいく必要がある。

史跡の整備にあたっては、保存のための整備（保存整備）を確実に行いつつ、活用に資するための整備（活用整備）に取り組むことを基本とする。

保存整備については、遺構の損壊を招くおそれがある場合や史跡の価値に悪影響を及ぼすおそれがある場合などのほか、来訪者に危険が及ぶおそれがある場合の対応など、必要度、緊急度が高いと考えられる整備についてはできるだけ早期に着手し、そのうえで、石垣の修復など不可欠ではあるが、調査研究なども含めるとある程度実施作業に時間を要する整備については、中・長期にわたり計画的に取り組んでいく必要がある。

さらに、保存整備を行う一方で、登城路等園路や便益施設、サイン類の整備など史跡の利活用に資するための活用整備にも取り組んでいくこととなる。

これらのことを踏まえ、調査研究から公開・活用までに必要な事項を実施計画総括表に表すと以下のようなになる。

実施時期について、早期に着手すべき施策については整備事業開始後概ね5年以内、中期的に取り組む施策については6～10年、長期的な展望の下に実施を検討すべき施策については11～15年程度を想定しているが、調査等を進めていく中で新たな検討課題等が生じてくることも考えられるため、必要に応じ、継続的に取り組んでいく場合があることも想定しておく必要がある。

今後、事業の必要性、緊急性等について随時検証し、社会情勢や財政状況等も考慮しながら整備を推進していくこととなる。

なお、整備事業に係る基本方針や具体的な整備内容等については、整備基本計画、整備実施計画を策定し、具体化していくこととなる。

実施施策	短期	中期	長期
1 調査研究			
① 遺構等の詳細分布調査	○		
② 発掘調査	○	○	○
③ 史料調査	○	○	○
④ 比較研究	○	○	○
2 保存整備			
① 遺構保存	○	○	○
② 修復（石垣カルテの作成を含む）	○	○	
③ 追加指定への取組み	○	○	○
3 活用整備			
① 遺構整備			
－ 1 石垣整備		○	○
－ 2 平坦地・建物跡		○	○
－ 3 登城路等園路	○		
－ 4 城郭遺構（堀切、登り石垣、井戸等）		○	○
② サイン等の解説ツールの整備			
－ 1 サインの整備	○		
－ 2 セルフガイドツール等の整備		○	
－ 3 米子城を身近に感じる表示板等の整備	○		
③ ガイダンス施設の整備		○	
④ 動線となる園路等施設の整備	○		
⑤ 樹木の適切な管理	○	○	○
⑥ 便益施設の整備	○	○	
⑦ 駐車場または車寄せの整備		○	
⑧ 多目的広場の整備		○	
⑨ 管理のための施設（柵など）の整備	○		
⑩ 既存工作物等への措置			○
4 公開・活用			
① 米子城跡を活用した取組み	○	○	○
② 発掘調査・整備等の公開等	○	○	○
③ 周辺の歴史文化資源との連携による観光利用	○	○	○
④ 情報の発信	○	○	○